

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 3 年 6 月 30 日

住 所 新潟県新潟市東区松浜町3710  
事 業 者 名 新潟空港ビルディング株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小關 貴裕  
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

新潟空港旅客ターミナルビルは竣工時(25年前)のバリアフリー基準で作った為、現在の移動等円滑化の基準に適合していない箇所がまだ残っている。その為、中長期での段階的に順次改修していく計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大により経営状況悪化の為、計画を再検討し、改修が可能な所から順次適合を目指していく。ソフト面では、今後、スタッフがバリアフリーに関する必要な知識、理解を得る教育訓練等を実施し、よりサービス向上を図っていきたい。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
男子小便器の改修	令和3年度以降に、館内の男子小便器に手すりを設置し、高齢者や障害をお持ちの方が使いやすいトイレを目指す。
誘導用ブロックの設置	令和4年度以降に、館内出入口から総合案内所まで誘導用点字ブロックを設置し、視覚障害者の利便性向上を図りたい。
その他	適合していない箇所については、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために順次適合を目指していく。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設設備の維持管理	高齢者、障害者を含め、全ての利用者が安全安心して利用できるように施設・設備等の状況(故障・消耗)を確認し、修理修繕を実施していく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
関係事業者と連携 総合案内所スタッフによる人的サービス及び車いすの貸し出し	高齢者、障害者等がバスや航空機の乗り降り時においては、運航事業者や二次交通事業者等と連携し、シームレスのサービスを提供できるように努めていきたい。 総合案内所からエアラインチェックインカウンター前までスタッフによる誘導や車いすの貸し出しを以前から行っているが、今後も継続して実施し、サービス向上を図っていきたい。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの情報提供 筆談による情報提供	ホームページにて運航情報や館内設備やサービスに関する情報提供を行う。 総合案内所において、聴覚障害をお持ちの方に対しては、筆談ボードを使用して情報提供を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー講習の実施	館内総合案内所スタッフや店舗従業員、空港関係者を対象にバリアフリー講習(障害者や有識者による講演)を進めていきたい。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの情報提供	ホームページにて、「高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮」をお願いしていく。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ホームページや館内に設置しているご意見箱に寄せられた高齢者、障害者等のご意見を関係各所で共有し、取組の改善に努める。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

## V 計画書の公表方法

新潟空港ビルディングホームページ「施設サービス」に掲載。  
<https://www.n-airport.co.jp/>

## VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。